

東大阪市生活保護受給者他法他施策推進事業委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

東大阪市生活支援部生活福祉室生活福祉課

東大阪市生活保護受給者他法他施策推進事業委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的と概要

生活保護法第4条には、保護の補足性の原理として「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定されており、生活保護法以外に活用できる法や制度（以下「他法他施策」という。）があれば活用を図ることとされています。

このことから他法他施策活用を促進する必要性があり、年金制度を中心とし、他の社会保障制度の活用推進に向けた取組みを行うことを目的として本事業を実施します。

2 事業詳細

(1) 委託事業名称

東大阪市生活保護受給者他法他施策推進事業

(2) 業務内容

別紙「東大阪市生活保護受給者他法他施策推進事業委託仕様書」のとおり。

(3) 委託契約期間

令和8年7月1日～令和9年3月31日

(4) 業務場所

業務場所は東大阪市内各福祉事務所、その他年金事務所等事業実施に必要な訪問先。

(5) 委託金額の上限

9,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 契約保証金については、東大阪市財務規則第115条のとおり、契約金額の100分の3に相当する額以上とします。ただし、第117条第1号のとおり履行保証保険契約を締結した場合は免除とします。

(6) 委託事業者数

1者

3 応募資格

本業務の提案に参加を希望するものは、次の応募要件を全て満たすものとします。

- (1) 東大阪市財務規則第86条及び同第88条に基づく本年度入札参加有資格者名簿に登載されているものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続
 き中でないこと。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマークの付与認定若し
 くは I S M S の認証を受けている又は、自社で情報セキュリティポリシーが指針等によ
 り確立されていること。
- (6) 東大阪市税（他市税）、都道府県税、国税について滞納がないこと。
- (7) 次の①または②のいずれにも該当しないものであること。
 - ①東大阪市入札参加停止要綱に基づく、入札参加停止措置期間中であるもの。
 - ②東大阪市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定するその構
 成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係
 者若しくは、過去に暴力団の構成員であったものの統制下にある団体。
- (8) 引続き 2 年以上その事業を営んでいること。
- (9) 本市が提示する「個人情報の取扱いに関する特記事項」の内容を遵守すること。

4 スケジュール

- | | | |
|---------------|-----------------|---------------|
| (1) 本説明書の交付開始 | 令和 8 年 5 月 1 日 | ※ 市ウェブサイト掲載開始 |
| (2) 質問書提出期限 | 令和 8 年 5 月 14 日 | 午後 5 時 30 分まで |
| (3) 質問書回答期限 | 令和 8 年 5 月 20 日 | |
| (4) 参加表明書提出期限 | 令和 8 年 6 月 2 日 | 午後 5 時 30 分まで |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和 8 年 6 月 4 日 | 午後 5 時 30 分まで |
| (6) プレゼンテーション | 令和 8 年 6 月 9 日 | (市役所 9 階北会議室) |
| (7) 選定結果通知 | 令和 8 年 6 月 16 日 | |

5 応募の手続き

- (1) 東大阪市生活保護受給者他法他施策推進事業委託公募型プロポーザル実施要領及び、東
 大阪市生活保護受給者他法他施策推進事業委託の仕様書の配布
 - ①配付期間 令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 6 月 2 日まで
 - ②配付方法 市ウェブサイトからダウンロード
- (2) 質問及び回答（様式第 1 号）

質問は質問書の提出により行うこと。口頭による質問は受けません。

 - ①提出期限 令和 8 年 5 月 14 日 午後 5 時 30 分まで
 - ②提出場所 市役所本庁舎 8 階 生活福祉課

電話 06-4309-3226 FAX 06-4309-3848

メール seifuku@city.higashiosaka.lg.jp

- ③提出方法 電子メール、又は事前連絡のうえ FAX にて提出してください。
その際、件名は【東大阪市生活保護受給者他法他施策推進事業に係る質問書】としてください。
- ④回答方法 寄せられた質問については、令和 8 年 5 月 20 日までに、質問のあった全事業者に対して、電子メール又は FAX にて送信します。

(4) 参加表明書の提出

本業務の応募にあたっては、次の書類を提出してください。期限までに参加表明書の提出がない者の参加はできません。

- ①提出期限 令和 8 年 6 月 2 日 午後 5 時 30 分まで
- ②提出場所 市役所 8 階 生活福祉課
- ③提出方法 持参、郵送（簡易書留郵便に限る）にて提出。
※ 持参の場合は（土、日を除く）午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分までの時間内に限ります。また、郵送の場合は提出期限までに必着とします。
- ④提出書類 参加表明書（様式第 2 号）

(5) 企画提案書の提出

本業務の応募にあたっては、次の書類を提出してください。期限までに提案書の提出がない者の参加はできません。

- ①提出期限 令和 8 年 6 月 4 日 午後 5 時 30 分まで
- ②提出場所 市役所 8 階 生活福祉課
- ③提出方法 持参、郵送（簡易書留郵便に限る）で提出すること。持参の場合は、土日を除き、各日午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分までの時間とする。郵送の場合は提出期間中に必着とします。
- ④提出書類 提出書類は、原則 A4 版、横書き、長辺綴じ（クリップ止め）で作成。
- ア 企画提案書
- ・ 企画提案書に盛り込む内容は 6 - (3) 審査基準を参照
 - ・ 表紙と目次を除いて、8 ページ以内とし、各ページにはページ番号を記載すること（両面コピー可）
- イ 事業者の概要
- ウ 見積書（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- エ 3 応募資格の（5）が確認できる書類（登録証の写し等）
- ⑤提出部数 6 部（1 部【正】、5 部【副】）
- ※【副】については、事業所名や所在地のほか、ロゴ等事業所が特定できるような表記を避けてください。特定できる場合、失格となる場合があります。

(6) 提案書に基づくプレゼンテーション

- ①開催日時 令和 8 年 6 月 9 日（時間については、別途通知いたします。なお、日程変更の可能性がありますのでご了承ください。）
- ②参集場所 市役所 9 階北会議室
- ③順 番 参加表明書の受付順で行います。
- ④人 数 参加する人数は 2 名以内とします。
- ⑤所要時間 最大 30 分予定
 - ・プレゼンテーション（10 分程度）
 - ・質疑応答（20 分程度）
- ⑤そ の 他 会議室の都合から、提出された書類のみで説明してください。

※ プレゼンテーション日時等の詳細については、別途通知します。

(7) 選考結果通知

選考結果については、参加事業者全てに通知書を発送します。

通知日 令和 8 年 6 月 16 日

※ 結果に対する問合せは、合否のみお答えいたします。

6 選定方法

(1) 審査方針

- ①東大阪市生活保護受給者他法他施策推進事業委託公募型プロポーザル選定委員会の選定委員により、書類審査及びプレゼンテーションを踏まえて、審査基準に基づき総合的に審査の上、平均点が最も高い事業者を「第 1 委託予定候補者」、次いで高い事業者を「次点事業者」として選定します。
- ②第 1 委託予定候補者として選定した事業者が契約を締結しない場合、次点事業者を委託予定候補者とします。
- ③応募業者が 1 者のみであっても選定を実施しますが、各選定委員の平均点が 75 点に満たない場合は選定しません。

(2) 選定委員

生活福祉室長

生活福祉課長

東福祉事務所保護課長

中福祉事務所保護第一課長又は保護第二課長のうち中福祉事務所長が指名する者

西福祉事務所保護第一課長、保護第二課長、保護第三課長又は保護第四課長のうち
西福祉事務所長が指名する者

(3) 審査基準

評価項目	評価基準	配点
事業の理解	生活保護と他法他施策について	10点
	年金制度の理解と今後の動向	10点
	年金制度以外の他法他施策について	5点
適正な事業実施	優秀な担当者の確保	25点
	事業の継続性	5点
	進行管理に関する事業者の関与についての考え方	5点
	対象者に対する支援の考え方	5点
	福祉事務所（職員）に対する支援・連携の考え方	10点
	納期の遵守	5点
その他	事業への責任を持った対応・実施意欲	15点
	事業への提案・アピール	5点
個人情報保護	個人情報保護について	10点
見積費用の妥当性	費用見積の積算根拠の合理性	10点
計		120点

※なお、同点の場合は選定委員で協議の上、第1 予定委託候補者を決定いたします。

7 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案者がプロポーザル参加要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、委託金額の上限を上回る場合
- (3) 期限までに必要な書類が提出されない場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適當な場合
- (9) 本業務について2案以上の企画提案をした場合
- (10) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

8 留意事項

- (1) 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (3) 提出された書類は、選定以外の目的には無断で使用しません。
- (4) 提出された書類は、東大阪市情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となります。

東大阪市生活保護受給者他法他施策推進事業に係る質問書

会社名称等

質問書提出日時

年 月 日 () 時 分

質問内容

部署・役職・担当者氏名：

住 所：

電話番号：

FAX番号：

電子メールアドレス：

質問書提出にあたっての注意事項

- FAXで提出する際には、送信票に総送信枚数を記入して下さい。
- ひとつの質問で一枚の質問書とし、一枚の質問書に複数の質問を記入しないでください。
- <質問送付先>生活福祉課メールアドレス：seifuku@city.higashiosaka.lg.jp

質問に対する回答

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

所在地
会社名・名称
代表者名

印

参加表明書

東大阪市生活保護受給者他法他施策推進事業委託に関する公募型事業者選定プロポーザルに参加したいので、参加表明書を提出します。

記

事業名 : 東大阪市生活保護受給者他法他施策推進事業

担当者氏名 :

部署・役職 :

郵便番号 :

住 所 :

電話番号 :

F A X 番号 :

電子メール :